

(仮 称) J R E 鏡 野 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令 和 4 年 6 月

ジ ャ パ ン ・ リ ニ ュ ー ア ブ ル ・ エ ナ ジ ー 株 式 会 社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧回数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年3月31日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和4年3月31日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・山陽新聞（朝刊）

※令和4年4月9日（金）、4月10日（土）、4月15日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ [別紙2参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・岡山県のウェブサイト

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-4636.html>

・鏡野町のウェブサイト

<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=274667>

・真庭市のウェブサイト

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/14/49904.html>

・当社 ウェブサイト

https://www.jre.co.jp/news/2022kagamino_houhousho.php

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等7か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ・鏡野町くらし安全課 | : 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660 番地 |
| ・鏡野町奥津振興センター | : 岡山県苫田郡鏡野町井坂 495 番地 |
| ・鏡野町富振興センター | : 岡山県苫田郡鏡野町富西谷 125 番地の 1 |
| ・鏡野町上齋原振興センター | : 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514 番地の 1 |
| ・真庭市環境課 | : 岡山県真庭市久世 2927 番地の 2 |
| ・真庭市蒜山振興局中和出張所 | : 岡山県真庭市蒜山下和 1802 番地 |

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://www.jre.co.jp/news/2022kagamino_houhousho.php

(4) 縦覧期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月2日（月）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は9名であった。

（内訳）鏡野町くらし安全課	3名
鏡野町富振興センター	0名
鏡野町上齋原振興センター	0名
鏡野町奥津振興センター	2名
真庭市環境課	2名
真庭市蒜山振興局中和出張所	2名
真庭市湯原振興局	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和4年4月9日（金）13時30分から15時05分まで
- ・開催場所：苫田郡鏡野町 富総合福祉センター（岡山県苫田郡鏡野町富西谷119番地）
- ・来場者数：30名

- ・開催日時：令和4年4月10日（土）10時00分から11時35分まで
- ・開催場所：苫田郡鏡野町 羽出公民館（岡山県苫田郡鏡野町羽出692）
- ・来場者数：27名

- ・開催日時：令和4年4月15日（金）18時05分から20時10分まで
- ・開催場所：真庭市 津黒高原荘（多目的交流室兼大広間）（岡山県真庭市蒜山下和1080番地1）
- ・来場者数：17名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3参照]

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月19日（木）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は15通、意見総数は78件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は78件であった。なお、意見は原文のままの記載としているが、個人情報につながる名称等は修正している。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	<p>まず最初に個人としての意見を述べさせていただきます。</p> <p>住民説明会には仕事で参加できませんでしたので、詳細はわかりませんが、風力発電が地球環境には優しい方法であることは理解していますが、なぜ、この場所に、自然破壊をしてまで不安定な発電方法と言われている風力発電所を建設しないといけないのか、本末転倒で全く理解できません。</p> <p>自然破壊をしなくても済む方法、例えばすべての建物に太陽光発電や小型の風力発電装置を付けたらどうか、現状のままでも発電方法はいくらでもあると思います。受益者負担の観点からも、この場所に巨大な風車の発電所を建設することは不公平であり、もっと消費地に近い場所に建設するべきです。</p> <p>計画書等拝見した限りでは、地元に対するメリットはほぼ無く、デメリットしかないように見えます。また、景観についても風車は違和感でしかありません。計画の白紙撤回を希望します。</p>	<p>風力発電事業は風況条件、輸送条件、各種法令等の制約などを考慮し、候補地を選定しております。その上で環境影響評価手続き及び現地調査を踏まえ生活環境及び自然環境に十分配慮するとともに、自然災害に備えて防災・安全面についても十分配慮いたします。</p> <p>なお、事業検討と並行して地元の皆様、及び行政と協議し、地元の皆様に最適な貢献策を検討してまいります。</p>
2	<p>続いて意見を述べたいと思います。</p> <p>釣センターは50年近く白賀溪谷の地で営業させていただいております。この計画は、当センターの存続にも関わる事案です。</p> <p>あまごの溪流釣り場として営業させていただいております当河川には、自然繁殖のあまごが多く生息しておりますが、騒音、低周波振動、水質の変化等の影響により、あまごの繁殖にも影響を与えると考えており、魚の釣果にも影響があると考えます。</p> <p>当溪谷は非常に落石が多く、振動等で落石が増えると思います。</p> <p>落石事故等もあり得るので、起きた場合の責任の所在も不明であり、とても不安です。</p> <p>また、当センターにお越しいただく人は、白賀溪谷の自然の中での釣りや散策等での癒し等を求めてお越しいただいております。風力発電所が建設されると当然風車が目に入り、騒音や振動により当溪谷の魅力はなくなってしまいます。</p> <p>計画の再考、撤回を希望いたします。</p>	<p>あまごを含む魚類に関しては、現地調査結果及び道路の造成計画の内容を踏まえ、保全対策及び事後的な追加対応を検討いたします。また、濁水等の流入が生じないように、土地の改変自体を抑制する等の配慮をいたします。今後の環境影響評価の手続きにおいて、造成等による一時的な濁りによる水質への影響及び景観について、現地調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、風力発電機の稼働による振動の環境影響はないと考えております。</p>
3	<p>最後に、質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>1. 耐用年数と経過後の対応、および建設後、撤退等される場合の原状復帰の方法</p>	<p>一般的に風力発電設備の耐用年数は20年と言われております。メンテナンスをしっかりと行うことで、20年以上使用可能です。撤去する場合は、植樹及び緑化を行い、造成部の原状復帰を行います。詳細は、土地管理者と協議し、最適な手法を選定してまいります。</p>

4	2. 風車の耐風力	想定している風力発電機では、10分間の平均最大風速で52～57m/sであり、突風時は76～80m/sです。
5	3. 基礎の工法と深さ	直接基礎および杭基礎の工法を想定しております。工法の選定および深さは、地質調査にて決定致します。
6	4. 発電した電力の売電先（答えられる範囲で結構です）	売電先は中国電力ネットワーク株式会社を予定しております。
7	5. 事業者様側から見た地元へのメリット、およびデメリット	地元へのメリットは、他事業の例ですが、祭事・ボランティアへの参加、子供たちや青少年への育成・教育の場の提供、企業版ふるさと納税等様々な貢献策を実行しております。その他、地元固有の貢献策を見出すべく地元の皆様のご意見を参考に検討してまいります。デメリットは、工事期間中の交通量の増加や規制、造成に伴う土砂災害リスクを一時的でも増加させるおそれがあることです。環境調査や地質調査、測量といった現況調査をしっかりと行い、設計や施工計画にて防災と安全を最重要視し、前述のリスクを最小限にするよう努めてまいります。
8	6. 1000メートル級の山地に風力発電所を建設された他社を含めた現在稼働中の地域での、風力発電における生態系、および環境への影響についての追跡調査があれば教えていただきたい。無いのであれば、必ず追跡調査をお願い致します。以上よろしくお願いたします。	弊社の複数の風力発電事業において、工事中及び稼働後の騒音・超低周波音、動植物等の調査を実施しております。

（意見書2）

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	前回の配慮書に対して意見を書いたが、その回答が方法書に書かれているだけであり、回答を見に行かないといけな。何のために住所を書かせているのか？	意見書については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（通称：発電所アセス省令）第13条（一般の意見の聴取の方法）に沿った内容の書式としており、ご提出頂く方の住所並びにお名前を記載頂いております。 また、事業計画を検討するに当たっては、どの地域の方がどのような意見をお持ちなのかを把握することは大変重要なことであると考えているため、参考にさせていただきます。
10	工事中の用水の調達先が未定ということであるが、川の水を取るといことであれば環境に影響が出る。どう考えているのか？	工事中の用水は少量であり、川の水を使用する予定はありません。
11	有識者にヒアリングとあるが有識者とは誰か？	個人情報保護のため、公開図書においては氏名の掲載は控えていただいております。
12	岡山県奥津町や岡山県中和村というような明記があるが現在はそのようなものはない。現状に沿った明記をすべき。	「岡山県奥津町」及び「岡山県中和村」というのは出典に基づいた表記となっております。
13	3.2.4 交通の状況(146P)表の中の⑨の般県道326号とは何か？説明せよ	ご指摘頂きありがとうございます。正しくは「一般県道326号」でございますので、準備書の際には修正いたします。
14	インターネット環境が無い者は資料を見に行かないといけな 配慮せよ	関係自治体との相談の上、各地区の振興センターや支所にて図書の縦覧を実施いたしました。今後も関係自治体に相談しつつ、縦覧場所を検討いたします。

(意見書3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
15	富地区白賀溪谷の水は、清流であり、すばらしい流れである。特に、オオサンショウウオ(日本)の生息地である。建設による土砂流出が考えられるため、生息環境の悪化が心配している。	オオサンショウウオについては現地調査において生息状況を把握し、その状況を踏まえ、環境保全措置を講じ、影響の回避、低減に努めます。
16	水中昆虫や両生類を含めて貴重な自然財産が失われる危険が大である。よって建設には、慎重な判断が求められる。調査結果をみる。また、森林法による保安林の解除がまだできていない中国地方において、対象地域とするのは、不適切と考える。樹木の伐採の規模が提示されない限り、判断ができない。	水中昆虫や両生類を含めて現地調査を実施し、その状況を踏まえ、環境保全措置を講じ、影響の回避、低減に努めます。 保安林の使用については関係行政と適切に協議を実施してまいります。また、伐採面積については、準備書においてお示しいたします。
17	事業当該地区の尾根沿いに最大25基設置する計画が想定されているが、山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区)存在しているため、風力発電設備設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、河川、沢筋等への土砂又は濁水の流出等による、動植物の生息生育環境等への影響が大である。	現地調査を実施し、その状況を踏まえ、河川、沢筋等への土砂又は濁水の流出等の影響を回避、低減できるような環境保全措置を検討いたします。
18	配慮書に対する環境大臣意見を順守して、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見をふまえ、見直し、基数の削減を検討されることを要望する。	配慮書に対する環境大臣意見、地方公共団体及び住民意見を踏まえ、事業計画の見直しを実施した結果、「大空山のブナ林」及び「霧山鳥獣保護区」については対象事業実施区域から除外いたしました。今後もご意見及び現地調査の結果を踏まえ、より良い事業計画としていきます。
19	環境影響評価方法書による、事業の目的が不確実である。十分な説明が地域住民に必要なものである。	各地区長と相談しつつ住民への周知に努めてまいります。

(意見書4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
20	自然再生エネルギーは必要だと考えていますが、今回の計画は自然破壊の乱開発につながりませんか。	風力発電施設の設計に当たっては極力環境への影響を低減できるような計画に努めます。
21	説明会では、県知事の意見書は紹介されず、どんなことを考慮すべきだと県が示しているのか、その基準をクリアできそうな見通しを示したものにはなっていないように思います。地元の参加者が少なく、関心がないというよりは、知らされていないのではないかと、知っている人が少ないのではないかと思います。これで地元が納得しているとは言えないと思います。もっとしっかり、多くの町民に知らせるべきです。	準備書に関する住民説明会では県知事意見及びそれに対する事業者見解について説明会資料に掲載し、住民の皆さまが特に関心を持つ項目について、説明いたします。 地元への説明会の周知は地元の各地区長とも相談した上で実施いたしました。今後も、各地区長と相談しつつ住民への周知に努めてまいります。
22	気候危機の中、巨大な風車を運搬や設置で山を削って道を作ることで自然災害を招くことになるのではないのでしょうか。水系が乱れ、おいしい水が飲めなくなり、ヒラメなどの養殖が影響を受け鳥獣が住む所を奪われて、今でさえ田畑が被害を受けているのにさらに広がると思います。清らかな水が宝の町が壊されていくようで辛いです。コンクリートを大量に使うことになり廃棄物の処理も本当にできるのでしょうか。	下流における土砂災害リスクを高めないように、関係機関と協議を実施し、事業計画を適切に策定いたします。また、水道水への影響がないよう、造成等による一時的な濁りによる水質への影響について、現地調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を適切に検討いたします。なお、産業廃棄物については法令に基づき、適切に処理をいたします。
23	この地ではなく、もっとふさわしい所(洋上など)あるのではないのでしょうか。質問でも出ていたように、地産地消の発電を求めたい、と多くの方が願っていると思います。町にメリットがある(たとえば、自然災害を少なくすることになる、電気代が安くなるなど)なら示してほしいです。	洋上風力発電も必要な発電手法です。近年、法が整備され日本でも検討ができる体制が整いつつあります。陸上風力においては、ポテンシャルはまだ多くありますが、風況条件、輸送条件、各種法令等の制約などを考慮すると、候補地は限られてきております。その中でも、本計画地は机上調査にて風力発電の可能

		性があるのではないかと予測しております。その上で環境影響評価手続き及び現地調査を踏まえ生活環境及び自然環境に十分配慮するとともに、自然災害に備えて防災・安全面についても十分配慮いたします。なお、発電所から町や地域への利益還元策の一つとして企業版ふるさと納税等活用などがありますが、弊社における地元貢献の事例を参考にしつつ、地元固有の貢献策を見出すべく地元の皆様のご意見を参考に検討してまいります
--	--	---

(意見書5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
24	JRE 鏡野町風力発電事業に付きまして私の意見を言わせて下さい まずは山の中の美しい場所を開発してまでもと思います 山の上に設置しなくてももっと適した場所が多くあると思います 例えば海の近くで民家の少ない場所など 山の中を開発して後々の弊害が起きた場合等 開発しなかった方が良いのでは	風力発電事業は風況条件、輸送条件、各種法令等の制約などを考慮し、候補地を選定しております。標高が高い場所は期待する風速を確保することが出来、それにより、持続可能な発電所運営を行えます。しかし、発電所起因の災害が起こってしまった場合は、元も子もないので、事前に環境影響評価手続き及び現地調査を踏まえ生活環境及び自然環境に十分配慮するとともに、自然災害に備えて防災・安全面についても十分配慮いたします。
25	又何年か先に終了後の処置等 ソーラパネルが年数を越えて今産業廃棄物の問題が起きています 後処理の問題でも心配致します。	鉄やプラスチック等で構成されており、風力発電設備自体、リサイクル率は80%を超えております。リサイクル手法や廃棄物処理については、法令を遵守し適切に処理をいたします。
26	早急に結論は出さない方がいいと思います もっと早く全町民に知らせるべきではないでしょうか	各地区長及び、各自治会長と相談しつつ住民への周知に努めてまいります。
27	最後にこの美しい自然を守って下さい。	風力発電施設の設計に当たっては極力環境への影響を低減できるような計画に努めます。

(意見書6)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
28	事業の決定権は基本的には土地の所有者にあるものの、自然は土地所有者のものだけでなく人類共有の財産であることに変わりはないと思いますので、自然や周辺に住む人への相応の配慮はなされるべきであるし、事業によって大きく環境を損なうことがあれば損なった分を補てんする責務があると思っております。以下に箇条書きにして列記したいと思います。 ●地元へのメリットについて 「地域とともに」とか御社のホームページに書いてあるが、整備された道路が使える、メンテナンス等で多少雇用が生まれるぐらいのメリットしか言及できていません。道路が拡幅されれば周辺の自然は劣化するし、山に特殊要件のある極一部の人が利用し恩恵を受けるだけでしょう。破壊される現地の高い自然度に対してあまりに乏しい地元メリットしか示せず残念です。「地域社会との対話を重んじ共生を目指します」とは言いつつ、現状では方法書はWEB閲覧のみで印刷も保存もできず不親切のまま(案の定、平日は多忙なので休日にじっくり見て考えようと思ったら閲覧が終了していました)、質問への回答も検討してまいりますと逃げてばかりで保全策に対して具体的な言及はなく、このままでは地元民や地元の	弊社ホームページに掲載している地元貢献策はあくまでも一例です。本事業における地元貢献策については地元の皆様や行政と協議し最適な地元貢献策を検討して参ります。 図書掲載の事業計画は検討中のものであり、最終決定ではありませんので法令で定められている縦覧期間としています。また、縦覧期間後の公開や印刷可能とする事により、公表する内容から本事業計画地の植生や生息している生物を乱獲される危惧があることなどから、継続的な図書の公表については、現在検討中でございます。

	自然に対して何もせずうやむやにして誤魔化して終わりで、はなはだ期待できないと思いました。	
29	<p>●「サステナビリティ」について</p> <p>よい風況結果がでたとしてもこの場所だとクマタカやヤマネが直近にいることは間違いないので、クマタカやヤマネなど多くの絶滅危惧種と「サステナブル」な関係を継続していけそうにありません。彼らが生息していない場所、少ない場所に事業地を変えたほうがよいでしょう。再生可能エネルギー事業は、例えば建物の屋根、道路の法面や駐車場などなるべく自然度の低い場所でやるべきと当方は思います。エネルギー問題も環境問題の一つと思いますが、わざわざ生物多様度の高く CO2 を減らす効果のある森林や草原を破壊し新たな環境問題をひきおこす意味が当方には全くわかりません。エコを名目にエコを破壊しても別の環境問題がすり替わるだけで解決にならないと思います。それでも御社は儲かればよいのかもしれませんが、「地球環境の保護に積極的に取り組んでいる」ようにはみえないです。ホームページ上で「地球環境と生態系の保護に最大限配慮します」といっているのも冗談ですかね。このままでは何も保全策ができず進められる可能性が高いので、行政側からでも貴重種の確認箇所から半径〇百 m の範囲は開発不可にするなど具体的な指示をしたほうがよいかと思えます。たぶん、貴重種が多数出現することが予想されるので相当厳しくはなると思いますが。</p>	<p>弊社は風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー事業を通じて、地球温暖化の緩和や地域への貢献に努めることを目指しています。今後、動物や植物の調査を十分に行い、貴重種への影響を小さくできるように配慮した事業となるように検討してまいりたいと考えております。</p>
30	<p>●計画段階配慮書での反対多数について</p> <p>「他者の意見を尊重することで自由闊達な議論と相互理解に務める気がある」のなら、これだけ多くの反対意見が出たのにも耳を傾けていただければと思います。「課題や取り組みを自分事として捉え、情熱をもって仕事に取り組み、最後まで諦めない」ということは開発ありきで最初からゼロベースで考える気はないということですかね。「挑戦者の心と不屈の精神の心構え」をもっていても死んだ生物はよみがえらないし、伐採した木は種をまいても成長するのに人の一生より長時間かかることもあり何の解決にもなりません。御社が「食欲かつ謙虚に学んでよい成長を遂げていただく」のは結構ですが、地元の人が望まないことをしたり、自然を傷つけたりして迷惑をかけるのはおやめください。</p>	<p>環境影響評価手続及び現地調査を踏まえ生活環境及び自然環境に十分配慮するとともに、自然災害に備えて防災・安全面についても十分配慮いたします。</p>
31	<p>前回よりブナ林の一部が直接改変区域から外れた以外はやめる気はなさそうですので、ちゃんと生物を調査し、中止する気がないのなら具体的かつ有効な保全策を講じていただければと思います。</p> <p>以上よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>現地調査において動植物の生息・生育状況を把握し、その状況を踏まえ、具体的かつ有効な環境保全措置を講じ、影響の回避、低減に努めます。</p>

(意見書 7)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
32	<p>山の尾根沿いに、大型風車を最大 25 基設置すれば、相当の重量の負荷が永続的にかかり続けることとなります。一年やそこらの調査では影響を計ることは不可能です。十年、百年単位で環境を悪くしていきます。もし、事業を始めるならば、開始以降も、毎年、環境調査をしていかなければ、エコどころか、逆に環境破壊の種となってしまいます。事業開始後も永続的に環境調査をして、それを開示していく責任が御</p>	<p>風力発電施設の設計に当たっては極力環境への影響を低減できるような計画に努めます。</p> <p>事後調査の調査内容や期間等については、現地調査を踏まえて、改めて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。</p>

	社にはあると考えます。それをお約束いただきたい。
--	--------------------------

(意見書 8)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
33	まず、山乗（一の茅）のルートで工事道路を通すことに反対します。いまの山道を大幅に切り開くことになり、環境負荷は測り知れないです。	可能な限り既存道路を使用することで、改変面積を削減できるよう設計を進めてまいります。
34	又、説明会のときに質問をさせていただきましたが、他の地域で同じように山の上に風力発電設備を設置している所の住人からの、ネガティブな（風による音の被害ではなく環境への影響への）意見を知りたいです。	現時点では、稼働中の風力発電所付近の地元の皆様からは苦情などは頂いておりません。
35	説明会では、「将来こうなるかもしれない」ということを開示すべきだと思います。	準備書では、現地調査の結果及びその結果に基づいた予測評価の結果を記載し、準備書届出後に開催する住民説明会では、その結果について説明いたします。
36	現在の調査は自然環境についてですが、もし施工された場合、自然の調査はもちろん、周辺住民へのリアルな聞き取り、対処、データ化をして改善を目指すべきではないでしょうか。	工事中や稼働後には現地事務所を設置し、地元の方々のご意見をお聞きして必要な改善を進めさせていただきます。

(意見書 9)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
37	P (3) の 2. 2. 4 対象事業実施区域に関して、 国有林、県有林等は含まれるのでしょうか。もし含まれるようであれば、国有林は国民の財産です。しかもこの国有林は自然度の高い国有林です。 P (6) の図 2. 2-1 (3) に国有林、民有林等を示して頂きたい。豊かな自然が残る数少ない国有林を後世に残して頂きたい。	対象事業実施区域には国有林及び民有林を含んでおります。準備書では、国有林か民有林かがわかる図面を掲載いたします。
38	P (10) 緑化に伴う修景計画 「改変部分のうち、切盛法面は可能な限り緑化（種子吹付け等）を実施する…」とのこと、 種子と記載されていますが、外国産（日本特有及び日本固有ではない種子）の種子は避けてください。 法面に外国産、外国の草等が繁るのを回避するためです。環境の改変を行ってはならないからです。環境が改変されれば、当然に生息する動植物に影響するからです。	工事場所の管理者とも十分協議の上、適切な種子の選定をいたします。
39	P (11)、図 2. 2-4、図 2. 2-5 「…既存道路等の改変を最小限にとどめるよう検討する。」及び図 2. 2-4、図 2. 2-5 に輸送ルート、工事関係車両の主要な走行ルートが記載されています。 しかし、一般県道 445 号の周辺には貴重な山乗溪谷、山乗山のブナ林とそこには貴重な動植物が生息しています。よって、一般県道 445 号の改変をしてはならないと考えます。 さらに、北西側の対象事業実施区域（道路造成の可能性のある範囲）が計画されていますが、山乗溪谷、山乗山のブナ林への影響とそこに生息する貴重な動植物への影響があると考えられるため、道路造成は行ってはならないと考えます。 また、工事車両及び資材等運搬車両の幅・長さの明記（車両等の写真の添付も必要）し、その為に必要な道路拡幅工事（造成の可能性のある道路、既存県道含	風力発電設備等の大型部品等を運ぶルートについては、今後輸送路調査を実施し、検討いたします。 準備書では、工事車両及び資材等運搬車両のスペック、また、道路造成工事（造成の可能性のある道路、既存県道含む）の具体的な内容を改変区域とともにお示しいたします。

	む)の具体的な内容(拡幅等)を調査・記載して頂きたい。	
40	<p>P(14)表2.2-3 建設工事に使用する主な建設機械の例</p> <p>輸送車両、工事車両が示されています。県道445号や対象事業実施区域(道路造成の可能性のある範囲)を通行するものと考えます。輸送車両シュナーベル式トレーラ、ダンプトラック、クレーン等は非常に大きな車両と考えます。既存県道の道路改変・道路造成等を行う必要があるかと考えます。</p> <p>また、対象事業実施区域(道路造成の可能性のある範囲)も広い道幅になるかと考えます。</p> <p>このため、山乗溪谷、山乗山のブナ林への影響とそこに生息する貴重な動植物への影響があると考えられるため、道路改変・拡幅・造成は行ってはならないと考えます。</p> <p>特に県道445号、対象事業実施区域(道路造成の可能性のある範囲)において、風車を構成する部品であるブレード、タワー等を運搬している車両を含む運搬時の模式図、合成写真を添付して頂けると分かりやすいと考えます。</p>	<p>事業計画の詳細検討に当たっては、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林等の指定状況や当該林分の現存状況等に留意し、関係機関等とも協議・調整し、必要な手続きを適切に進めながら、計画熟度を高めていく方針であり、極力既存林道を活用することで必要最低限の区域の保安林指定解除とする方針です。協議・調整の状況によっては、風力発電機の配置の見直しや基数削減も選択肢に含め、地域環境の保全に留意した事業計画の策定に努めます。</p> <p>また、準備書段階では、写真などを使用し説明をさせていただきます。</p>
41	<p>P(114)図3.1-33</p> <p>対象事業実施区域(道路造成の可能性のある範囲)の一つが山乗山のブナ林、植生自然度9に直結しています。</p> <p>貴重な植生自然度9と山乗山のブナ林への影響が考えられます。このため、道路造成(図3.1-33の北西側の青斜面部分)は行ってはならないと考えます。</p>	<p>植生自然度の高い場所については道路造成も含め、直接改変を行わないような計画に努めます。</p>
42	<p>P(179)図3.2-11</p> <p>特別地域に対象事業実施区域(道路造成の可能性のある範囲)に直結しています。</p> <p>このため、自然公園の特別地域への影響が考えられます。なので、道路造成(図3.1-33の北西側の青斜面部分)を行ってはならないと考えます。</p>	<p>搬入路については、今後実施する現地調査を踏まえて、決定いたします。また、自然公園については、関係機関と協議を実施いたします。</p>
43	<p>P(310)経済産業大臣への事業者の見解P(310)～(312)において、</p> <p>貴社の見解は「…影響を回避又は極力低減するようにいたします。」とのこと、回避案、回避策は複数準備するべきと考えます。また、回避案、回避策による効果(低減効果)を数値化して頂けるととても分かりやすいと考えますので、複数の回避案、回避策及び数値化(この場合は、数値で裏付けられた低減効果です)を調査し、それらを記載してください。</p>	<p>今後、環境影響評価の手続きにおいて実施する現地調査等を踏まえて、環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。</p>
44	<p>P(347)、(354)鳥類</p> <p>鳥類の渡り時の移動経路 調査の手法及び内容</p> <p>「日の出前後および日没前後を中心とした時間帯に、…」と記載されていますが、猛禽類の渡りはどの時間帯に渡るのかは決まっておりません、その日の天候や前後日の天候等によって渡りの時間帯は様々です。なので、猛禽類の渡り調査に関しては一日中(日の出から日没まで)の観察が基本です。観察時間帯を変更すべきと考えます。</p> <p>また、春の猛禽類の渡りの観察場所は少なくとも西側が開けた場所、秋の猛禽類の渡りの観察場所は少なくとも東側が開けた場所を選定すべきです。また、渡りの猛禽類とクマタカ等は飛行高度が少し異なりますので、同時の調査は困難と考えますので、調査員の分担等を明確に分ける必要があると考えます。</p> <p>さらにまた、北西側の対象事業実施区域(道路造成</p>	<p>渡り鳥の調査については、日の出から日没まで、日中も含めて実施いたします。</p> <p>鳥類調査については、一般鳥類調査、猛禽類調査、渡り鳥調査をそれぞれ実施する予定です。調査員の分担等を明確に分けた調査を実施いたします。</p> <p>また、調査地点については出現状況等を踏まえ、適宜変更いたします。</p>

	の可能性のある範囲)及び山乗山のブナ林周辺を通過する県道 445 号周辺に鳥類等の調査・観察地点を設ける必要があると考えます。	
45	P (354) 鳥類 「希少猛禽類 クマタカを想定し、繁殖期である 12~8 月を 2 シーズン、…」と記載されています。鳥類及び鳥類の渡り時の移動経路に関し、調査月は記載されていますが 2 シーズン実施と考えてよろしいでしょうか。	希少猛禽類については「猛禽類保護の進め方」に従い繁殖期を 2 シーズン、非繁殖期を 1 シーズンの調査を計画しております。一般鳥類及び渡り鳥については 1 シーズンの実施を計画しております。
46	P (395) と P (396) の図 6.2-75 景観の調査位置 風力発電機の設置予定範囲から約 9.8km の範囲に岡山県立森林公園が含まれています。ここは多数の人の利用がある地点です。表 6.2-1 (51) 景観調査地点に加えるべきと考えます。 さらに、少なくとも道の駅奥津温泉、みずの郷奥津湖、岡山県立森林公園等に(仮称)JRE 鏡野風力発電事業の風車設置完成後のフォトモンタージュを作成し、前述の場所等で閲覧可能な状態とするべきと考えます。	「岡山県立森林公園」については、現地調査により眺望利用の状況を把握したうえで、主要な眺望点への追加を検討いたします。 「道の駅奥津温泉」、「みずの郷奥津湖」につきましては主要な眺望点として選定しており、準備書においてフォトモンタージュを作成し、その結果をお示しいたします。 縦覧場所や期間等については、自治体と協議を行い進めてまいります。
47	P (415) 6 (5)「鏡野町長の配慮書に対する意見書の中の 1 全体的事項について (4)」と関連しますが、再エネの技術進歩は日々進んでいることをご存じの通り、5 年、10 年先に風力発電所が必要なのでしょうか そこで景観・眺望を守る観点から、不要・稼働停止等に成った際は関係機関(国、県知事、鏡野町長等)へ連絡し、速やかに撤去するべきと考えます。	関係機関からの指導があった場合には、適切に対応をいたします。
48	P (420) 4 貴社の見解(P (19) と P (20) に記載されている上長田地区の風速と風向、P (448) の NEDO 局所風況マップとも関連) 「なお、現地の風況については現在、風況観測塔にて観測しており、現時点では良好な風況データを得られています。…」と記載されております。 風況観測塔の設置場所、その数及び観測結果を記載するべきと考えます。 素人ですが、P (19)、P (20)、P (448) のデータから北西方向あるいは南東方向に風車間隔が詰められそうです。どのような風車配置、風車間隔の間隔になるのか記載をお願いします。 風力発電事業に適地でないにも拘らず、貴重な自然・生態系を破壊してまで開発するべきでないと考えます。また、風車設置・道路造成等を最小限に抑えて豊かな自然を残すべきと考えます。	風況観測塔の位置は P6.2-13 (334) に記載していますが、今後風況観測塔の追加設置も検討しております。準備書段階では追加した風況観測塔も含めて観測場所を記載いたします。上長田地域気象観測所の風向風速計は地上高 6.5m に設置されているため風況観測塔と風況に違いが生じます。弊社で観測中の風況データにつきましては公表できませんが、その結果による解析及び自然環境、各種許認可等を考慮し、適切な風力発電機の配置を検討の上、準備書に記載いたします。
49	最後に、経済産業大臣の意見書 P (306)、岡山県知事の意見書 P (410) に記載があるように、丁寧かつ十分な説明、わかりやすく丁寧な情報提供と述べられております。模式図、グラフ、写真、フォトモンタージュ等を多数用いて分かり易くご説明・記載して頂けると幸甚です。 以上	準備書以降の図書及び住民説明会では、住民等にわかりやすく丁寧な記載・説明となるように努めます。

(意見書 10)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
50	I. 対象事業実施区域における鳥類の生息状況を踏まえた意見 (仮称)JRE 鏡野風力発電事業環境影響評価方法書(以下、方法書という)について貴社が設定する対象	現地調査において鳥類の生息状況を把握し、その状況を踏まえ、具体的かつ有効な環境保全措置を講

	<p>事業実施区域（以下、計画地という）は、先の計画段階環境配慮書に対する意見書でも述べているとおり、イヌワシの生息確認域であり、また、クマタカの複数ペアの生息地と重なることが予想され、大規模風力発電施設（以下、大規模風車という）の建設により衝突死（以下、バードストライクという）、さらには取付道路の建設等による山地の環境改変等により生息地放棄が発生する可能性が高い。また、計画地とその周辺はサシバ、ハチクマ、オオタカ、コノハズク、フクロウ等の希少猛禽類やヨタカ、サンショウクイ、アカショウビン、ヤマセミ等の希少鳥類が多数生息している場所である。計画地は、国有林で岡山県内でも数少ないブナ林で自然度の高い貴重な山地である。</p> <p>以上のことから、（仮称）JRE 鏡野風力発電事業の計画は見直し、中止すべきである。</p>	<p>じ、影響の回避、低減に努めます。</p>
51	<p>II. 調査の方法について</p> <p>1. 鳥類調査について</p> <p>(1) 計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪く、調査に十分な視野、視界を確保することは困難であると考えられる。希少猛禽類の調査にあたっては、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数と長期間（通年）の詳しい生態や行動の調査を実施すべきである。</p>	<p>希少猛禽類の調査にあたっては、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、実施いたします。調査期間については「猛禽類保護の進め方」に従い繁殖期を2シーズン、非繁殖期を1シーズンの調査を計画しております。</p>
52	<p>(2) 計画地の工事用道路周辺ではミゾゴイが生息している可能性がある。また周辺にはヨタカの生息、ブナ林付近ではコノハズクが生息している可能性が高い、これらのように生息が把握しづらい鳥類や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時期と時間に調査を実施することを求める。</p>	<p>ミゾゴイ、ヨタカ、コノハズクが生息している可能性を踏まえ、適切な時期と時間に調査を実施するように努めます。</p>
53	<p>2. その他の調査について</p> <p>(3) 事前調査を踏まえ、環境要素の区分：動物、植物、生態系の中で、「計画地には、ヤマネ、カワネズミ、クマタカ、オオタカ、キクガシラコウモリ、及びコテングコウモリなどの主要な生息環境が存在し、周囲は天然記念物であるオオサンショウウオやヤマセミの生息地が存在している。」としているが、これはあくまで文献調査であり、これ以外にも貴少種が生息している可能性があるため夜間も含めて、詳細な調査を実施することを望む。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、夜間も含めた詳細な調査の実施に努めます。</p>
54	<p>III. 工事による改変面積について</p> <p>(4) 大規模風車の建設に当たっては、超大型工事車両の運行が予想されるその車両を通行させるための道路について、最小限の環境改変としているが実際の道路幅、さらには大規模風車を建設する改変範囲等を明確に示すことを求める。</p>	<p>準備書では、道路造成工事及び風力発電機を建設する場所の具体的な内容を改変区域とともにお示しいたします。</p>
55	<p>IV. 配慮書に対する経済産業省大臣の意見と事業者の見解について</p> <p>(5) 鳥類に対する影響で、「風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減するようにいたします。」としている。大規模風車が設置され、その周辺が改変され新たな道路などができると草地が生じ、その草を求めてノウサギ等の小型哺乳類が生息するよう</p>	<p>風力発電設備等の配置及び環境保全措置については、現地調査結果を踏まえて検討いたします。</p>

	<p>になり、これらを餌とするイヌワシやクマタカが大規模風車の周辺に集まり、バードストライクが発生することになる。したがって、明確な保全措置のないままに事業を進めるべきではなく、本計画地での大規模風車設置は中止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
--	---	--

(意見書 11)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
56	<p>「(仮称) JRE 鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)」は、事業実施区域における貴重な自然環境の重要性を把握しながらも、生態系管理を適切に進めるための方法および評価においては科学的な合理性および論理性に欠けている。そのため、下記の内容を踏まえ、科学的に合理性のある方法書の再提出を要望する。再提出がなされない場合には、当該地域における風力発電施設の計画を再考されることを求める。</p>	<p>方法書の内容については岡山県及び経済産業者において審査が行われます。その結果を踏まえて、調査及び予測評価の手法について再検討をいたします。</p> <p>また、現地調査において動植物の生息・生育状況の把握に努め、専門家の意見も踏まえて適切に予測評価を行い、重大な影響があると考えられる場合には、事業計画及び適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
57	<p>事業実施区域の生態学的重要性</p> <p>以下で述べる通り、本事業実施区域は生物多様性保全上の重要度が高く、風力発電施設の建設および事業の影響は甚大なものであると評価できる。</p> <p>1. 事業実施区域 (二次メッシュ: 523366「富西谷」および 523367「奥津」) は環境アセスメントデータベース EADAS (環境省) で確認できる「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ」において「注意喚起レベル A3」に該当し、重要種としてイヌワシ (文化財保護法による天然記念物、岡山県版レッドデータブック 2020 による絶滅危惧 I 類、環境省レッドリスト 2020 による絶滅危惧 I B 類 (EN))、クマタカ (岡山県版レッドデータブック 2020 絶滅危惧 I 類、環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧 I B 類 (EN)) が挙げられている (2022 年 4 月 25 日確認)。また、コテングコウモリ (岡山県版レッドデータブック 2020 絶滅危惧 I 類)、キクガシラコウモリの分布も確認されている (山田 2007, 山田・江木 2011)。</p>	<p>現地調査において、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類や、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ等のコウモリ類の状況を把握してまいります。</p> <p>また、現地調査結果及び予測結果を踏まえて、事業計画及び環境保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。</p>
58	<p>2. 事業実施区域のほとんど全てが保安林であり、依然として植生自然度 9 の範囲も含まれているため、重要な植生域の消失は避けられない。</p>	<p>植生自然度の高い場所については、現地調査において生育状況を把握し、その状況を踏まえ、道路造成も含め、直接改変を行わないような計画に努めます。</p>
59	<p>3. 事業実施区域は、目木川上流部に当たる。目木川水系には多くの希少な動物が記録されている。配慮書にも取り上げられているが、天然記念物、岡山県指定の希少種とともに、絶滅危惧種の小型サンショウウオ類を含めると、多数の希少種が記録されている。源流域となっている稜線部での開発は、清流に依存する多くの種類の動物の生存が危ぶまれることになる。以下、特に貴重な種について列举する。</p> <p>【天然記念物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオサンショウウオ：岡山県版レッドデータブック 2020 (以下、「岡山県」) 絶滅危惧 I 類、環境省レッドリスト 2020 (以下、「環境省」) 絶滅危惧 II 類 日本固有種。岡山県では、河川の中流から上流 	<p>現地調査を実施し、その結果を踏まえて目木川水系に生息する動物への影響を回避、低減できるような環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、記載いただいたオオサンショウウオ、ヤマネ、ナガレタゴガエル、ナゴヤダルマガエル、コテングコウモリ、ミズラモグラ、ホンドモモンガについては、希少種であると認識しておりますので、留意して現地調査を実施いたします。</p>

部にかけて生息する。河川開発、用水路の改修、川相変化、水質汚濁、林道開発などの影響を強く受ける。国際希少野生動植物種かつ特別天然記念物にも指定されている。産卵は8~9月に行われるが、変態まで4年ほどかかり、水中生活への依存度が高い。

- ・ヤマネ : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省 該当なし

一属一種で日本固有種。県内での生息場所は、県北部の良好な山地森林に限定され、確認例、個体数も非常に少ない。まとまった森林伐採、林相変化、林道工事などの影響を強く受ける。

【岡山県希少野生動植物保護条例 指定種】

- ・ナガラタゴガエル : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省 該当なし

日本固有種。県内の北部山地溪流およびその周辺に分布する。岡山県内での生息確認地はわずか6か所のみで、生息域、個体数ともに限定される。森林伐採、林相変化、河川改修、水質汚濁、林道開発などの影響を強く受ける。本種の産卵場所は、山地溪流内の転石下で、林道開発などによる土砂流入は、生息場所と産卵場所となる石の下の隙間を埋めるため致命的なダメージを与え、存続への影響が強く危惧される。

【岡山県 絶滅危惧Ⅰ類】

- ・ナゴヤダルマガエル : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省絶滅危惧ⅡB類

日本固有種。水田に強く依存する生き物である。湿田、田溝などの低湿地帯の水辺に生息するが、県内ではもともと氾濫原であった場所に限定される。水辺から離れることはない。河川開発や圃場整備、土地造成、水質汚染、湿地開発、農業形態の変化に伴う冬季の耕耘などの影響を受け激減し、存続が危ぶまれている(山田2018)。

- ・コテングコウモリ : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省 該当なし

洞穴、樹洞、樹皮下、枯れて丸まった木の葉(ホオノキ・クズ・アカメガシワ・トチノキ・ヤマブドウなど)をねぐらとして利用する。まとまった森林伐採、林相変化、林道工事などの影響を強く受ける。その他、当該の事業実施区域では環境アセスメントデータベースEADAS(環境省)によるとキクガシラコウモリの分布も確認されている。コウモリ類については風力発電設備によるプロペラへのバードストライク同様にその影響が各所で懸念され、問題が生じている(コウモリの会ホームページ <http://www.bscj.net/opinion/huuryoku/huuryoku.html>)。

- ・ミズラモグラ : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省準絶滅危惧

日本固有種。県内での生息場所は、県北部の山地森林に限定され、個体数も少ない。まとまった森林伐採、林相変化、林道工事などの影響を強く受ける。また、林道工事などによる生息地の分断や孤立が懸念される。

- ・ホンドモモンガ : 岡山県 絶滅危惧Ⅰ類、環境省 該当なし

日本固有種。県内での生息場所は、県北部の山地森林に限定され、個体数も非常に少ないと考え

	<p>られている。まとまった森林伐採、林相変化、林道工事などの影響を強く受ける。</p>	
60	<p>本事業計画および方法書の問題点</p> <p>風力発電施設の建設は、生態系への負荷が極めて小さい場所で行われなければならない。なぜなら、豊かな生態系は、地域社会に様々な経済的・非経済的な価値をもたらしているからである。この自然の価値を科学的に評価し、開発に伴う工事について、下流域を含めた集水域全体の環境影響も検討した上で、科学的に合理性のある判断が行われることを強く要望する。また、陸上風力発電が生物多様性に与える影響については、一般社団法人日本生態学会で公表している「再生可能エネルギーの推進と生態系・生物多様性保全に関するガイドライン（第1版）」http://www.esj.ne.jp/esj/message/no0709_Ver1.pdfも参照し、慎重に検討されることを要望する。</p>	<p>工事による影響については下流域も含めて影響予測を実施いたします。また、「再生可能エネルギーの推進と生態系・生物多様性保全に関するガイドライン（第1版）」も参考に影響予測について慎重に検討いたします。</p>
61	<p>1. 事業実施区域には上述のとおり希少な猛禽類やコウモリ類が生息しており、風車建設は行動変化やバードストライク等を通して（Larsen & Guillemette 2007, Schippers et al. 2020）、イヌワシ、クマタカ等の鳥類だけでなく、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ等のコウモリ類の個体数減少を引き起こす可能性がある。さらに、動物の行動や生息への影響は、風車建設地よりも数百m～数km先に及び、種間相互作用や食物網にまで波及する可能性がある（Raiter et al. 2015, Thaker et al. 2018）。そのため、事業実施区域への風車建設は、当該地域およびその周辺地域の生態系を大きく変容する危険性を孕んでいる。このような地域での風力発電所建設は避けるべきである。</p> <p>また、事業実施区域は「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ」において「注意喚起レベルA3」に該当し、重要種としてイヌワシおよびクマタカが挙げられているが、方法書の希少猛禽類の調査時期の選定理由には「クマタカを想定し」とイヌワシが除外された記述が行われている。事業者はクマタカのみを想定した理由を明確にし、両種についての調査を行うことを明言することを要望する。</p> <p>さらに、「環境影響要因③ブレード等への接触」でコウモリ類や鳥類のブレード等への接触について「環境保全措置の例」に挙げられている「風力発電機のライトアップは行わない」ことの根拠を示されたい。また、夜間のライトアップは昆虫類の誘引や昆虫を捕食する動物を誘引する可能性があるため、常に実施しないことを要望する。</p>	<p>希少猛禽類及びコウモリ類についても現地調査結果を踏まえ、影響を回避、低減できるような環境保全措置を検討いたします。</p> <p>対象事業実施区域周辺で主に確認される種はクマタカを想定しておりますが、イヌワシも含めた他の希少猛禽類についても把握に努められるような調査を実施いたします。</p> <p>また、夜間のライトアップは昆虫類の誘引や昆虫を捕食する動物を誘引する可能性があるため、常に実施しない予定であります。</p>
62	<p>2. 風車の大型ブレードの設置には、設置箇所だけでなく林道の拡幅や新設によっても非常に多くの森林の伐採が伴う。事業者は「可能な限り影響を最小限にとどめる」としているが、これらの森林伐採の影響は多大になると予想される。伐採される森林が有する様々な生態系サービスの消失を避けるため、事業者には後述する代償措置を講じて環境への負荷を最小限に抑えるように使命を果たすことを要望する。一般的な供用年数である20年後の風車の撤去後には、現在のブナ林と連続する脊梁部において、動植物が健全に生育できるように自然林が連続する再生計画を、今回の伐採が想定される国有林の管理者と協議して立案し、建設と同時並行に措置が実施することが望ましい。また、拡幅</p>	<p>環境への負荷を最小限に抑えるように、また、動植物が健全に生育できるように自然林が連続する再生計画を、今回の伐採が想定される国有林の管理者と協議して立案し、建設と同時並行に措置が実施できるように努めます。</p> <p>また、土砂の流出量や流出方向を適正に予測して、一気に土砂が流出することのないような森林伐採計画及び、水生動物をはじめとする多様な希少種への影響が及ばないように配慮した排水経路の計画に努めます。</p>

した林道やその周辺、風車の設置位置などで伐採された森林も、撤去後には自然林に戻すような措置を計画段階で明示することを要望する。一連の計画は、自然植生に戻すための適切な手法を検討して、現存する植生が健全な自然植生へ移行できるように配慮した措置を時系列で実施できるようにしなければならず、林道工事の段階から具体的に実施できるものであることを要望する。望ましい森林配列は、中国山地の森林帯について報告した研究論文(中西・西本 1981)が参考になる。中西・西本(1981)で指摘されているように、この地域には、兵庫県の音水地域と同様、ブナ林域が海拔 900m 以上に、イヌブナ林が海拔 600m 以上の範囲に分布する。その断片が大空山域のブナ林や大仙屋敷周辺でのイヌブナ林に残されている。この事実を踏まえて、保安林の大部分を占める人工林及びブナーミズナラ群落やクリーミズナラ群落については、海拔 900m 以上の稜線部にはブナ林、海拔 600m~900m の斜面にはイヌブナ林が再生するように明示するとともに、その手法についても明確にすることを要望する。

林道建設や森林伐採による影響は、近年、全国各地で発生している水害被害の事例からも明らかになっており、次第に被害が甚大化する傾向にある。この点を重視して、土砂の流出量や流出方向を適正に予測して、一気に土砂が流出することのないような森林伐採計画を提出することを要望する。また、土砂の流出を止めるために林道脇に側溝などの排水路を設けるといふ変更は避けて、水の流れが変わることによって水生動物をはじめとする多様な希少種への影響が及ばないように配慮した排水経路の計画が必要である。

以上

「(仮称) JRE 鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する意見書 添付資料

引用・参考文献

- Larsen JK, Guillemette M (2007) Effects of wind turbines on flight behaviour of wintering common eiders: implications for habitat use and collision risk. *Journal of Applied Ecology* 44: 516-522.
- 中西 哲・西本 孝(1981) 中国山地の森林帯—三川山のウラジロガシ林とブナ林の垂直分布を手がかりとして. *Hikobia suppl.* 1:413-424.
- Raiter KG, Possingham HP, Prober SM, Hobbs RJ (2014) Under the radar: mitigating enigmatic ecological impacts. *Trends in ecology & evolution* 29: 635-644.
- Schippers P, Buij R, Schotman A, Verboom J, van der Jeugd H, Jongejans E (2020) Mortality limits used in wind energy impact assessment underestimate impacts of wind farms on bird populations. *Ecology and Evolution* 10: 6274-6287.
- Thaker M, Zambre A, Bhosale, H (2018) Wind farms have cascading impacts on ecosystems across trophic levels. *Nature ecology & evolution*

	<p>2: 1854-1858.</p> <p>山田 勝 (2007) 岡山県北部から東部における洞穴性コウモリ類の生息状況について. 岡山県自然保護センター研究報告 15: 9-15.</p> <p>山田 勝, 江木 寿男 (2011) 岡山県におけるコテングコウモリ (翼手目, ヒナコウモリ科) の確認記録について. 岡山県自然保護センター研究報告 18: 81-87.</p> <p>山田 勝 (2018) 真庭市東部の水田でナゴヤダルマガエルを確認. しぜんしくらしき (107) : 4.</p>	
--	--	--

(意見書 12)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
63	<p>日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、岡山県真庭市および鏡野町で計画されている(仮称)JRE 鏡野風力発電事業(事業者: ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 最大総出力 92,400kW、最大 25 基)について、環境影響評価法に基づく環境影響方法書に関する意見を述べる。</p> <p>1) 本事業計画は、風車の搬入路等が不明であり、自然環境への影響を正しく評価できない 本事業実施想定地域内には現在、大型のタワーやブレードを搬入することができる搬入路は存在せず、新規に搬入路の整備を行う必要がある。しかし、どのような経路でどのように搬入を行うのかが未確定の状態であるため、搬入路の整備をどのように行うかがまったく不明である。このような状態では、自然環境への影響を正しく評価することは困難である。</p>	<p>搬入路については、今後実施する現地調査を踏まえて、決定いたします。準備書では、道路拡幅工事の具体的な内容を改変区域とともにお示しいたします。</p>
64	<p>2) 種の保存法の政令指定種クマタカとイヌワシの生息調査を適切に行い評価をすること 対象事業実施区域ではクマタカのペアが複数確認されているとともに、イヌワシの飛翔も確認されている。クマタカは、周辺区域に複数のペアが繁殖している可能性が高く、この地域における個体群の生息に対する影響が強く懸念される。そのため、事業者は事業によるクマタカの繁殖等生息への影響を回避・低減する観点から、環境省「猛禽類保護の進め方(改定版)」にしたがって繁殖成功年を含めた 2 営巣期以上の調査を行い、行動圏の内部構造を適切に評価すべきである。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方(改定版)」に従って、繁殖成功年を含めた 2 営巣期以上の調査を行い、行動圏の内部構造を適切に評価いたします。</p>
65	<p>3) ブナ林やミズナラ林などの植生自然度の高いエリアであるため適切に調査と評価をすること 環境影響配慮書段階で含まれていた環境省指定の特定植物群落「大空山のブナ林」が、本方法書段階で除外されたものの、事業実施想定範囲には、風力発電機の設置想定範囲の尾根部を中心に植生自然度 9 のクロモジブナ群集を含むブナ林やミズナラ林が広範囲に分布し、岡山県内で自然度が最も高いエリアである。対象地域の植物群落の重要性からも、環境影響評価として目視観察と植物社会学的植生調査だけでは不十分である。 設置想定範囲の尾根上には風衝植生が存在しており、もし林冠構成樹木個体を伐採した場合、伐採した樹木個体の喪失だけでなく、林冠構造の変化による環境の変化にともなって、周辺の森林に</p>	<p>植生自然度の高い場所については、直接改変を行わないような計画に努めます。 また、尾根上の風衝植生については事業の影響について必要な調査を検討してまいります。</p>

	も大きな影響が及ぶ可能性が高い。どのような変化が起こるかを推定するためにも、改変予定区域の周囲で毎木調査を複数地点で行い、伐採による直接的および間接的な影響の評価を適切に行う必要がある。	
66	4) 白賀溪谷の生態系への影響が懸念されるため調査を集中的に行い適切に評価すべきである 事業実施想定範囲の南側の白賀溪谷は、オオサンショウウオやナガレタゴガエルをはじめとした希少な生物が生息する岡山県内有数の溪流生態系を有している。同計画には白賀溪谷の集水域の尾根部の大半が含まれており、白賀溪谷の生態系への影響が強く懸念される。そのため、白賀溪谷での生物調査を集中的に行い、同事業実施による影響を適切に評価する必要がある。	ご指摘を踏まえ、白賀溪谷での生物調査及び事業の実施による影響評価を適切に実施いたします。
67	5) 尾根上での大規模な土地改変や伐採行為により、下流部の土砂災害リスクの増大が懸念されるため、土石流危険渓流で適切な調査、予測及び評価を行うべきである 事業実施想定範囲から流下する溪流のほとんどが土石流危険渓流に指定されており、特に北麓の羽出西谷川右岸にdは土砂災害特別警戒区域が複数分布している。特別警戒区で域は、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されている。上流部の乗幸山の尾根上で大規模な土地改変や伐採行為を行うことは、下流部の羽出西谷川右岸の各溪流での土砂災害リスクを増大させることが懸念される。近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水や土石流などの土砂災害の危険性についてすべての土石流危険渓流で適切な現地調査、予測及び評価を行うべきである。また、有数の豪雪地帯であるため、融雪期の降雨時調査も行う必要がある。	下流における土砂災害リスクを高めないように、関係機関と協議を実施し、事業計画を適切に策定いたします。 降雨時調査については、安全等を考慮して調査時期を検討します。
68	6) 方法書の公開方法が誠実性を欠いているため、随時閲覧や印刷ができるよう改めるべきである 方法書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1~1.5ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができない。また縦覧期間終了後は閲覧することができないため、アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認もできない。 地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保するものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価の図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。 以上	関係自治体との協議の上、各地区の振興センターや支所にて図書の縦覧を実施いたしました。今後も関係自治体に相談しつつ、縦覧場所を検討いたします。 図書掲載の事業計画は検討中のものであり、最終決定ではありませんので法令で定められている縦覧期間としています。また、縦覧期間後の公開や印刷可能とする事により、公表する内容から本事業計画地の植生や生息している生物を乱獲される危惧があることなどから、継続的な図書の公表については、現在検討中でございます。

(意見書13)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	<p>鏡野町周辺での風力発電計画について</p> <p>建設予定地の麓に流れる白賀川は大雨が降ってもめったに濁らないと言われていた清流で、純粋な日本産のオオサンショウウオが生息しており、2007年にはナガレタゴガエルの生息が県内で初めて確認されています。その他カワネズミなどの絶滅危惧種に指定された貴重な野生生物が多数存在し専門家によれば白賀渓谷周辺は県内では未確認の種の生息の可能性が高い場所ということです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、白賀渓谷での調査及び事業の実施による影響評価を適切に実施いたします。</p>
70	<p>また大空山周辺は2万年前頃から存在していると言われていた県北有数の天然のブナ林でこの地域ではクマタカ、ヤマセミだけでなく、多くの鳥類やスミスネズミ等の希少な哺乳類、昆虫が生息している、かけがえのない森です。</p>	<p>現地調査において動植物の生息・生育状況を把握し、その状況を踏まえ、環境保全措置を講じ、影響の回避、低減に努めます。</p>
71	<p>このように貴重な、しっかり守って後世に残していくべき場所で、地元で消費するものでもない電力をつくるための大規模な風力発電を建設することに大きな疑問を感じます。</p> <p>風力発電をつくるには巨大なクレーンや、60メートルものブレードをのせたトレーラーが山頂まで登る道をつくらなくてはなりません、4月に行われた説明会ではこのことに関する説明不足を感じました。一体どれだけの環境が破壊されることになるのか…また大規模工事を行って風力発電をしたところで20年そこそこで対応年数を迎えることになり、現状復帰で返却するとの説明でしたが、山頂の地中深く流し込んだコンクリートを完全に撤去できるものなのでしょうか。そしてなにより一度失った自然が簡単に元に戻る訳はなく、長い年月をかけて育まれた現在の宝物のような環境をたった20数年間、都会で消費するための電力を供給するために壊してしまうのは地元にとってだけでなく、人類の損失だと考えます。</p>	<p>現時点では搬入路について確定できておらず、詳細な説明が実施できておりませんでした。搬入路については、今後実施する現地調査や詳細設計を踏まえて、決定いたします。準備書では、造成工事及び道路拡幅工事の具体的な内容を改変区域とともにお示しいたします。</p> <p>また、事業を終了する場合は事業地管理者と協議の上、現状復帰方法を決定します。</p>
72	<p>また全体的に住民との対話不足を感じます。これは行政にも求めていきたいことですが、もっとこの計画を話題にして、多くの人でしっかり話し合いができる場をつくってほしいと思います。</p> <p>知らないうちに工事が始まってしまうのではないかと不安です。</p> <p>環境アセスを十分に行うとのことでしたが、途中途中進行状況なども教えていただけたらと思います。行政や専門家による審査が数回あるようですが、その方達はどのような基準で誰が選ぶのでしょうか。企業や行政に有利になるようなことはないのでしょうか。</p> <p>海外から運んでくる巨大な風車ではなく、バイオマスや水力の方が環境への影響が少ないと思うのですが実際のところどうなのでしょう。どうしてもここの空きのある送電線を利用して送電したいのなら是非とも別の方法を検討していただきたいです。</p>	<p>各地区長と相談しつつ住民への周知に努めてまいります。また、工事実施前には、各地区に対して工事内容の説明会を実施予定です。</p> <p>行政や専門家の審査については、方法書段階では、岡山県の環境影響評価技術審査委員会及び経済産業省の風力部会にて審査頂くこととなっておりますが、審査委員の選定に弊社が関わることはございません。</p>

(意見書14)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	<p>【意見1】 410ページ、7.1-2 配慮書に対する岡山県知事意見 1. 総括的事項の</p>	<p>配慮書について発電所アセス省令第14条第1項に</p>

<p>(5)に「関係市町村長から別紙のとおり意見が提出されていることから配意すること」とありますが、この「別紙」が方法書のなかに見あたりません。 遺漏と思われ、方法書の再手続きが必要と考えます。</p> <p>ちなみに、岡山県のホームページ https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/6985137085292_misc.pdfを確認しますと、配慮書に対する岡山県知事意見は「鏡野安全第 669 号 令和 4 年 1 月 25 日付け文書」(A4、3 ページ)及び「真環境第 253 号 令和 4 (2022) 年 1 月 13 日付け文書」(A4、1 ページ)を含む、計 8 ページ (A4 用紙) で構成されています。</p> <p>御社自らが「当該事業によって環境影響が及ぶ範囲」として設定した町・市からの首長意見ですので、事業者見解としても「配意します」の 1 行だけでなく、抜け落ちていた 4 ページ分の中に示されている個別の事項に対して、それぞれ事業者見解を示し、方法書に記載することが必要と考えます。</p>	<p>基づき、岡山県へ環境保全の見地からの意見を求めました。関係市町意見は県が各関係市町に意見を求めたものとなっており、弊社に直接送付された意見ではないため、方法書への掲載は必須ではございません。</p> <p>なお、岡山県知事意見を踏まえ、鏡野町及び真庭市と関係市町意見に関する協議を実施しております。</p>
<p>74 【意見 2】 配慮書に対する経済産業大臣意見 2. 各論 (4) に「大規模な造成や道路工事に伴う土砂崩落・・・が懸念される。・・・土砂崩落・・・の可能性の高い箇所の改変を回避すること」とありますが、方法書の中には「土砂崩落の可能性の高い箇所の改変を回避する」ための具体策についての記述が見あたりません。このことから、方法書の縦覧中に実施された住民説明会の際にも「土砂崩落の可能性の高い箇所の改変回避」に言及した説明は行われていないものと理解してよろしいですか。</p>	<p>方法書では環境影響評価法第 5 条に基づき、対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した図書を作成しました。今後、方法書に記載した方法に基づいた調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、土砂崩落の可能性の高い箇所の改変を回避するような造成や道路工事の計画を策定してまいります。そのため、方法書時点では具体的な設計ができておらず、「土砂崩落の可能性の高い箇所の改変回避」については言及できておりません。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	<p>現在、貴社が募集されている「(仮称) JRE 鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見を以下の通り述べさせていただきます。</p> <p><意見 1> 前回配慮書段階で意見を述べさせていただき、「可能な限り地元企業や人材を雇用する」について「具体的な地元企業の雇用については今後検討予定」とご回答いただきました。 対象事業の目的の中にある「地域の活性化」や「地域の雇用創出」ですので、地域住民の方のみならず、県民の中に非常に期待を寄せている方もいらっしゃいます。 本計画が進むようでしたら、具体的な事がわかり次第、都度公表していただけますよう改めてお願いいたします。</p>	<p>地域貢献については、今後地元の方々とお話しして進めさせていただき、公表できるようになりましたら説明会の場や HP などでご説明いたします。</p>
76	<p><意見 2> 繁茂の原因がまだはっきりと特定されていない外来大型珪藻類への対策が気になります。 石灰水の流入やダムからの温度の低い水の放水、釣り人の釣り具や靴等について広がった等諸説あるようです。 いったんこの珪藻が繁茂すると水生昆虫やその他</p>	<p>現地調査を実施し、その結果を踏まえて河川への影響を回避、低減できるような環境保全措置及び工事計画を検討いたします。</p>

	<p>の藻の生育が阻害されます。藻や水生昆虫が育たないと魚も生きていきません。魚がいなければ、鏡野町のシンボル、町の鳥であるヤマセミ等、魚を餌としている鳥類も生きていくことはできなくなってしまいます。</p> <p>上流域での計画ということで、どんなに濁りなど留意されても、目に見えない珪藻類の繁茂を防ぐことは難しいと思います。</p> <p>これまで地元の方々が守り続けて下さった、鏡野町の自然が、今後もヤマセミやその他のいきものにとってよい環境を保てるよう、また観光資源でもある美しい川を守るためにも対策をお願いいたします。</p>	
77	<p><意見3></p> <p>計画地は自然環境が豊富で希少野生動植物の生息地でもあり、環境負荷が大きいことから、多くの意見で計画の中止や抜本の見直しを求める内容が多かったように思います。</p> <p>好風況、インフラ整備状況で適している地は県内に他にないのででしょうか。</p> <p>もちろん複数の案の中から検討し、より環境にも影響がなく、風況もよく、なおかつインフラ整備の状況もよく、という理由から選定されているとは思いますが、検討の過程が提示されていないため、何と比較してこんなにも希少な自然環境が多い、野生動植物の生息環境となっているこの地でなければならないのだろうか、という疑問がぬぐえません。</p>	<p>事業区域は配慮書にも記載したとおり、風況、社会インフラ整備、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所の確認を実施した上で、設定しております。今後、現地調査により現地の状況を把握した上で、風力発電施設の設計に当たっては極力環境への影響を低減できるような計画に努めます。</p>
78	<p><意見4></p> <p>今回、住民説明会を鏡野町において数回開かれたようですが、岡山県民の中には地元住民以外にも意見を持っている人、説明を聞いてみたい人、関心を寄せている人はいると思います。鏡野町以外の場所（岡山市内等）でも説明会を開いていただけるとありがたいです。多くの県民の意見や関心が集まることも、まさに本事業の目的である地域活性化であると言えます。ご検討のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>地元の自治体とも相談の上、本事業が関係する鏡野町と真庭市で説明会をさせていただいています。他地域での説明会の開催については、行政とも協議の上、検討させていただきます。</p>

○日刊新聞紙における公告

令和4年3月31日(木) 山陽新聞(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき(仮称)JRE鏡野風力発電事業環境影響評価方法を次のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 シヤパンリニューアブルエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
事務所所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階

二、対象事業の名称 (仮称)JRE鏡野風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 出力 最大九万二千四百キロワット

三、対象事業実施区域 岡山県苫田郡鏡野町
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 岡山県苫田郡鏡野町及び真庭市

五、方法書の縦覧

縦覧場所 鏡野町くらし安全課、鏡野町奥津振興センター、
鏡野町富振興センター、鏡野町上齋原振興
センター、真庭市環境課、真庭市蒜山振興局
中和出張所、真庭市湯原振興局

縦覧期間

令和四年三月三十一日(木)から
令和四年五月二日(月)まで
縦覧時間 各施設の開庁日及び時間に準ずる
電子縦覧 https://www.jre.co.jp/news/2022kagami_houhouho.php

六、意見書の提出

環境影響評価方法書に基づき、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見を
ご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱に
ご投函くださるか、令和四年五月十九日(木)までに、問い
合わせ先まで郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

- 一、苫田郡鏡野町 富総合福祉センター
岡山県苫田郡鏡野町富西谷二一九番地
四月九日(土)十三時半より
- 二、苫田郡鏡野町 羽出公民館
岡山県苫田郡鏡野町羽出六九一
四月十日(日)十時より
- 三、真庭市 津黒高原荘(多目的交流室兼大広間)
岡山県真庭市蒜山下和一〇八〇番地一
四月十五日(金)十八時より

八、お問い合わせ先

シャパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 開発第1部 開発第2チーム
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズノースタワー十五階
電話〇三(八四五五)四九〇〇 担当 宮尾、森

×新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を
延期又は中止させていただく場合があります。その場合は、
事業者ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前
にご確認いただきますようお願い申し上げます。

○インターネットによる「お知らせ」

(岡山県のウェブサイト1)



4文の サイトマップ 文字サイズ変更 元に戻す 大きくする 文字色変更/音声読み上げ

岡山県ホーム < 暮らし・環境・観光 < 健康・福祉 < 教育・文化 < しごと・産業 < まちづくり < 県政情報

分野で探す 組織で探す (直通電話番号一覧) カレンダーで探す

検索

トップページ > 組織で探す > 環境文化部 > 環境企画課 > 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用

環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用

印刷用ページを表示する 2022年3月31日更新/環境企画課

環境影響評価(環境アセスメント)

4県では昭和53年12月に制定した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」に基づき環境影響評価を推進してきましたが、岡山県環境基本条例において、環境影響評価の推進が掲げられたことを受け、また、平成9年6月に制定公布された「環境影響評価法」の施行を踏まえ、本県の対応が必要となったことから、平成11年3月に「岡山県環境影響評価等に関する条例」を公布し、同年6月12日から環境影響評価法の全面施行に合わせて施行し、事前手続制度の充実、手続の透明性の確保、住民参加の機会の拡充を図り、環境影響評価の推進を図っているところです。

環境影響評価法に関する情報(環境省HP)

- 岡山県環境影響評価等に関する条例 [PDFファイル/226KB]
- 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則 [PDFファイル/308KB]
- 岡山県環境影響評価技術指針(令和2年4月1日改正版) [PDFファイル/528KB]

令和2年4月1日から県アセス条例対象事業に太陽電池発電所が追加されること等を踏まえ、岡山県環境影響評価技術指針を改定しました。

- 岡山県環境影響評価技術指針解説 [PDFファイル/469KB]
- 条例の対象事業一覧 [PDFファイル/203KB]
- 令和2年4月1日から県アセス条例対象事業に太陽電池発電所が追加されました [PDFファイル/125KB]
- 環境影響評価の手続きのあらまし [PDFファイル/572KB]

環境影響評価関係の公表について(アセス実施事業者のみならず向け)

- 岡山県環境影響評価技術審査委員会 [PDFファイル/162KB]
- 処理状況(審査件数) [PDFファイル/131KB]

環境影響評価 知事意見

平成31年4月1日から岡山市環境影響評価条例が施行されたことから、岡山市の区域内で実施される対象事業については、岡山県環境影響評価等に関する条例の規定は適用されません。

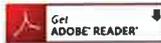
詳しくは岡山市のホームページを御確認ください。

岡山市の環境影響評価制度について

(岡山県のウェブサイト 2)

■ 観覧中の環境影響評価図書

図書の名称	(仮称) JRE鏡野風力発電事業に係る環境影響評価方法書
事業者の名称	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
対象事業の実施区域	岡山県苫田郡鏡野町 (1)鏡野町くらし安全課(岡山県苫田郡鏡野町竹田660) (2)鏡野町中央振興センター(岡山県苫田郡鏡野町井坂495) (3)鏡野町上菅原振興センター(岡山県苫田郡鏡野町上菅原514番地の1)
観覧場所	(4)鏡野町高振興センター(岡山県苫田郡鏡野町高西谷124) (5)真庭市環境課(岡山県真庭市久世2927番地2) (6)真庭市森山振興局中和出張所(岡山県真庭市森山1和1802) (7)真庭市高原振興局(岡山県真庭市粟栄1515)
観覧期間	令和4年3月31日(木曜日)から令和4年5月2日(月曜日)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)
観覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで(いずれも開庁・閉館時間のみ) ：真庭市森山振興局中和出張所は午前8時半から午後5時まで
公表場所	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社(https://www.jre.co.jp/news/2022kagamino_houhousho.php)



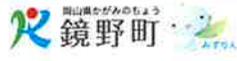
PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページを見た人は、こんなページも見ています

- ・ 環境影響評価 知事意見 (環境企画課)

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [環境文化部](#) > [環境企画課](#) > [環境影響評価\(環境アセスメント\)制度の運用](#)

(鏡野町のウェブサイト)



文字サイズ 小 中 大

検索

検索

お問い合わせ



くらしの情報

健康・子育て・医療

教育・文化

行政情報

事業者の方へ

HOME > くらしの情報 > こみ・環境・動物愛護・農地 > 環境 > 「(仮称) JRE鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

くらしの情報

> 消防・防災

> 届出・証明

> 税金

> 健康・子育て・医療

> こみ・環境・動物愛護・農地

> 付帯・道路・バス

> 上下水道

> 広報

> 農業・林業

> かがみのふるさと電報寄付金
(ふるさと納税)

> 高田ダム

> 公有財産売却情報

> 宝塚について

> 福祉・介護

> 消費生活

> NHKに関するお知らせ

「(仮称) JRE鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

内容 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、鏡野町で計画している「(仮称) JRE鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を行います。環境保全の見地からの意見を募集しています。縦覧場所に備え付けの書面に住所、氏名、意見を記入の上、意見書箱に投函ください。

対象事業 (仮称) JRE鏡野風力発電事業

事業者 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

縦覧場所 鏡野町くらし安全課、奥津振興センター、富振興センター、上藤原振興センター

電子縦覧 https://www.jre.co.jp/news/2022kagamino_houhousho.php

縦覧期間 令和4年3月31日～令和4年5月2日

※環境影響評価方法書の説明会については、事業者のホームページをご覧ください。ホームページのURLは、<https://www.jre.co.jp/news/>です。

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 電話(0868)54-2780

ページトップへ

[プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#) [お問い合わせ](#)



〒708-0392 岡山県高田郡鏡野町山田660 [地図]
TEL:0868-54-2111 FAX:0868-54-2891
【受付時間】8時30分～17時15分(土日祝日および年末年始を除く)
Copyright ©KagaminoCity All Rights Reserved.

現在地 [トップ](#) > [組織でさがす](#) > [生活環境部](#) > [環境課](#) > [「\(仮称\)JRE鏡野風力発電事業環境影響方法書」の縦覧および説明会のお知らせ](#)

定評 [トップ](#) > [新着情報](#) > [健康・医療・福祉](#) > [くらし・手続き](#) > [組織でさがす](#) > [生活環境部](#) > [環境課](#) > [「\(仮称\)JRE鏡野風力発電事業環境影響方法書」の縦覧および説明会のお知らせ](#)

「(仮称)JRE鏡野風力発電事業環境影響方法書」の縦覧および説明会のお知らせ

印刷ページ表示 大きい文字で印刷 記事番号: 0049904 更新日: 2022年3月22日更新

「環境影響方法書」の縦覧および説明会を実施します

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、鏡野町で計画している風力発電事業について、「環境影響評価方法書」の縦覧および「環境影響評価方法書」についての説明会を行います。

縦覧期間

令和4年3月31日(木)～令和4年5月2日(月)

8:30～17:00 (市役所開庁日に限る)

縦覧期間や意見書の提出期間等の詳細については、会社のホームページでお知らせします。

ホームページのURLは、以下のとおりです。

https://www.jre.co.jp/news/2021kagaminno_hairyosho.php <外部リンク>

縦覧場所

真庭市環境課、轟山振興局中和出張所、湯原振興局

AI(人工知能)は
こんなページをおすすめします

- 3年生 キャリア教育講演会
- 子ども・子育て支援施設整備計画について
- 【1月21日(金曜日)14時から】CT普及セミナー開催します
- 轟山文化センター空調工事による利用制限について
- ハコホ 【オミクロン再リバウンド防止】特別対策期間)におおける対応について (お知らせ)



見つからないときは

よくある質問

(真庭市のウェブサイト 2)

環境影響評価方法書についての説明会

日時 令和4年4月15日(金) 18時から
場所 津黒高原荘(多目的交流室兼大広間)
真庭市森山下和1080-1

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社(宮尻、森)
TEL 03-6455-4900

このページに関するお問い合わせ先

環境課 環境対策グループ
〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 本庁舎1階(5番窓口)
Tel : 0867-42-1113 Fax : 0867-42-7455

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

 シェアする  ツイートする  LINEで送る

おすすめコンテンツ



[子ども真庭ICT\(愛して\)ネットワーク](#)



[真庭観光WEB](#)



[coco真庭](#)

[このページのトップへ](#)

- [個人情報取り扱いについて](#)
- [免責事項](#)
- [RSS配信について](#)
- [はじめての方へ](#)
- [サイトマップ](#)

真庭市役所

法人番号：7000020332143
〒719-3292 岡山県真庭市久世2927-2
Tel : 0867-42-1111

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日、年末年始を除く)

Copyright © Maniwa city.
All rights reserved.

ニュース

2022年3月31日

「(仮称) JRE鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) JRE鏡野風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和4年3月30日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり縦覧します。

- ▼ 方法書の縦覧について
- ▼ 住民説明会開催日時
- ▼ 縦覧書の提出について
- ▼ お問い合わせ

方法書の縦覧について

縦覧場所

施設名	縦覧時間
鏡野町役場くらし安全課	
奥津振興センター	
上斎原振興センター	
富振興センター	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・閉庁時間のみ)
直庭市役所環境課	※蒜山振興局中和出張所は午前8時半から午後5時まで
蒜山振興局中和出張所	
湯原振興局	

縦覧期間

令和4年3月31日(木)～令和4年5月2日(月)
(休庁・休館日、年末年始を除く)

(当社のウェブサイト 2)

インターネットによる縦覧

方法書は令和4年5月2日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です。

方法書

表紙目次

 [詳細はこちら](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)

第2章 対象事業の目的及び内容

 [詳細はこちら](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 [詳細はこちら](#)

3.1 自然的状況

 [詳細はこちら](#)

3.2 社会的状況

 [詳細はこちら](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

 [詳細はこちら](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [詳細はこちら](#)

第7章 その他環境省令で定める事項

 [詳細はこちら](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)

要約書

 [詳細はこちら](#)

住民説明会開催予定

開催場所・日時

開催場所	日時
鏡野町 富総合福祉センター (岡山県苫田郡鏡野町富西谷119)	令和4年4月9日（土）13時半より
鏡野町 羽出公民館 (岡山県苫田郡鏡野町羽出691)	令和4年4月10日（日）10時より
津黒高原荘 多目的交流室兼大広間 (岡山県真庭市蒜山下和1080-1)	令和4年4月15日（金）18時より

(当社のウェブサイト 3)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 総覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和4年5月19日（木）まで）
- (2) 当社宛に郵送（令和4年5月19日（木）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第1部 開発第2チーム 宛

意見書用紙



お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第1部 開発第2チーム 担当 宮尾・森
電話 03-6455-4900（代表）
（土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで）

[ニュース一覧へ戻る](#) >

企業情報 企業理念 トップメッセージ 会社概要 事業所概要	再生可能エネルギー 特長・選ばれる理由 持続的成長のために 発電所一覧 再生エネを創る人 太陽光発電事業 陸上風力発電事業 洋上風力発電事業 バイオマス発電事業 小水力発電事業	地域とともに プロジェクト紹介 イベント	サステナビリティ トップコミットメント マテリアリティ（重要課題） 事業を通じたSDGsへの貢献 国連グローバルコンパクトへの参加 社外からの評価 Sustainability Fact Book 2021 （英語のみ）	採用情報 新卒採用 ニュース お問い合わせ
---	---	--	---	--

プライバシーポリシー | サイトポリシー

JRE 公式SNS
Youtube Instagram

Copyright © 2022 Japan Renewable Energy Co., Ltd. All Rights Reserved.

